

令和3年度 第13回柿崎区地域協議会次第

日時：令和4年3月15日（火）午後6時

場所：柿崎地区公民館 3階 集会室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 報告事項

- (1) 令和4年度柿崎区における主な事業について・・・・・・・・・・資料 1
- (2) 「上越市地域活動支援事業 令和4年度実施分 募集要項」柿崎区版について
・・・・・・・・・・資料 2
- (3) 柿崎区地域協議会各種委員会からの活動報告・・・・・・・・・・資料 3

5 その他

- (1) 上越地区における産業廃棄物広域最終処分場候補地の絞り込みについて
・・・・・・・・・・県議会厚生環境委員会資料
- (2) 第15回柿崎空き家活かそうプロジェクト会議の開催について
日 時：令和4年3月24日（木）午後6時～
会 場：柿崎コミュニティプラザ 3階 市民活動室
- (3) 第2回みんなの保育園を考える会会議の開催について
日 時：令和4年3月24日（木）午後6時30分～
会 場：柿崎コミュニティプラザ 4階 A会議室
- (4) 令和4年度第1回地域協議会の開催について
日 時：令和4年4月19日（火）午後6時～
会 場：柿崎コミュニティプラザ 3階 305～307 会議室

6 閉 会

※この内容は、予算の成立を前提としたものです。

令和4年度 柿崎区における主な事業

事業	担当G	木田庁舎課名	予算額(千円)
1 地域活動支援事業	総務・地域振興G	自治・地域振興課	7,100
地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力の向上を図るため、市民が自発的・主体的に行う地域活動に対して支援を行う。			
2 地域おこし協力隊を活用した集落支援	総務・地域振興G	自治・地域振興課	13,820
<p>総務省の地域おこし協力隊制度を活用し、地域外の人材を新たな担い手として受入れ、地域の維持、更なる活性化を図るとともに、3年後の定住を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 協力隊員：筒井惇貴（令和2年7月1日～） 活動範囲：水野、下牧、平沢 活動内容：農業支援、地域振興支援、生活支援 <ul style="list-style-type: none"> 協力隊員：渡邊ゆかり（令和3年2月1日～） 活動範囲：松留、上中山、猿毛 活動内容：農業支援、地域振興支援、生活支援 <ul style="list-style-type: none"> 協力隊員：新たに1人採用 活動範囲：東横山 活動内容：農業支援、地域振興支援、生活支援 			
3 地域集落支援事業等	総務・地域振興G	自治・地域振興課	37,283
<p>○集落づくり推進員：36,905千円 集落を巡回し、集落の将来像を考える話し合いの働きかけなどを実施するとともに、話し合い等により把握した課題の解決に向けて、総合事務所の集落支援担当者と連携して、支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 集落づくり推進員：市川茂（令和3年5月10日～） 対象集落：高齢化率がおおむね50%以上の集落 雁海、下中山、小萱、上小野、落合、芋島、松留、上中山、猿毛、城腰、水野、下牧、平沢、岩野、米山寺、東横山、南黒岩、北黒岩 <p>○中山間地域支え隊事業：378千円 企業や学校等の協力を得てボランティアの派遣を行い、中山間地域集落において不足する労力を補完し、安全・安心な暮らしを確保するとともに、市民全体で中山間地域の公益的機能を支えていくための意識を醸成する。</p>			※予算額は市全体分
4 柿崎区地域振興事業	総務・地域振興G	自治・地域振興課	4,738
<p>柿崎区の地域振興と活性化を図るために、市民活動団体等が実施する事業に対し、補助等により支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 柿崎区産業まつり：190千円 柿崎区の農林漁業者・商工業者の協賛で柿崎区産業まつりを開催し、その中で地場製品の展示・即売を行うことにより、地場製品の消費拡大と産業の活性化を図る。 柿崎時代夏まつり：1,977千円 柿崎区の象徴である柿崎和泉守景家公の偉業を称え、地域の活性化と市民の連携を図る。 地域資源活用等推進事業：628千円 市民が連携を深め、互いに支え合い、安全で安心して暮らせる住み良いまちづくりを進めるため、地域活性化に向けたイベント・事業を行う。 お引き上げ商工まつり等：1,943千円 柿崎区の伝統的イベントのお引き上げ商工まつりと納涼花火大会を開催することで、市民連携の高揚と観光客増加による地域の活性化を図る。 			
5 柿崎コミュニティプラザ管理運営費	総務・地域振興G	自治・地域振興課	19,344
<p>上越市コミュニティプラザ条例に基づき、地域住民による自主的・自立的な地域づくり活動の拠点として利用できる施設の提供と適切な維持管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設：ホール、多目的ルーム、和室、会議室、キッズルーム、市民活動室 			

	事業	担当G	木田庁舎課名	予算額(千円)
6	町内会集会場設置等補助金	総務・地域振興G	共生まちづくり課	3,709
	町内会館の修繕に係る補助金 (川井、坂田新田、東横山を予定) ・事業費 30万円以上 ・補助額 事業費の50% ・限度額 750万円			
7	防犯灯LED化推進事業	総務・地域振興G	市民安全課	7,600
	町内会が管理する防犯灯のLED化を推進するため、LED化に要する費用の一部を補助する。 ・1灯当たり 補助率 1/3 補助限度額 1万円			※予算額は市全体分
8	消防施設整備事業	総務・地域振興G	危機管理課	5,446
	消防活動のために必要な消防車両や資機材及び水利のほか、消防器具置場の更新、整備を行う。 ・消防器具置場解体撤去1棟			※予算額は市全体分
9	消防施設管理事業	総務・地域振興G	危機管理課	56,407
	消防活動が迅速かつ確実にできるよう消防器具置場、消防車両、小型動力ポンプ、消防水利などの施設及び備品を適切に維持管理する。 ・消防車両点検・修繕費			※予算額は市全体分
10	柿崎区農村公園管理運営費	産業G	農林水産整備課	630
	安全で快適な公園環境を維持する(七ヶ、下黒川、黒川)。 地元と協働管理事業協定を締結して効率的な管理を行う。			
11	多面的機能支払交付金	産業G	農林水産整備課	84,314
	農業の多面的機能を支える地域活動や地域資源の質的向上を図る共同活動を支援する。 ○多面的機能支払補助金 川西地区はじめ20活動組織(42集落) ・農地維持支払 30,346千円 ・資源向上支払(共同活動) 17,248千円 ・資源向上支払(長寿命化活動) 36,720千円			
12	中山間地域等活性化事業	産業G	農政課	64,436
	生産性向上等が困難な中山間地域における農業の確立と地域資源の利活用等を通じて農業、農村の活性化を図るため集落共同活動を支援する。 令和2年度からの第5期対策では、棚田地域振興加算を活用して、棚田地域の振興を図る取組みを行う。 ・中山間地域等直接支払交付金 黒川・黒岩地区集落協定はじめ2協定(16集落)			
13	柿崎区露店市場運営事業	産業G	観光交流推進課	2,517
	・毎月1日、11日、21日に開設する常設露店市場「一の日市」の開設及び管理を行う。 ・移動露店市場(お引き上げ商工まつり、納涼花火大会)の開設及び管理を行う。			
14	柿崎区観光振興対策事業	産業G	観光交流推進課	3,319
	柿崎観光協会と連携し、柿崎の観光資源の発掘を行うとともに、柿崎区の観光振興を図り観光施設への誘客、各種イベントへの集客を図る。 ・柿崎観光協会への補助金 ・米山山頂避難小屋連絡協議会負担金(山頂施設の維持管理及び山頂の環境整備)ほか			

	事業	担当G	木田庁舎課名	予算額(千円)
15	柿崎区観光施設等整備事業	産業G	施設経営管理室	11,234
	観光施設の維持管理や整備を適切に行い、施設の安全性や快適性を確保するとともに、利用客の満足度を向上させ、交流人口の拡大とリピーターの増加を図る。 ・海水浴場等事業委託料 ・観光施設清掃・整備委託料 ・公衆トイレ維持管理委託料 ほか			
16	道路整備事業	建設G	道路課	80,524
	市民生活の安全、利便性の向上と快適な生活環境の確保を図るため、生活関連道路の整備を行う。 ・高寺馬正面線(新市道名:馬正面川井線)(道路改良)…合併施工負担金等 ・馬正面上下浜線(側溝改良)…側溝改良工事 L=290m ・枳窪線(側溝改良)…側溝改良工事 L=80m ・桃園線(側溝改良)…測量設計業務委託 L=1,600m ・鳶山線(舗装新設)…測量設計業務委託 L=200m			※R3.3月補正分を含む
17	柿崎区道路維持費	建設G	道路課	34,048
	道路損傷箇所の修繕のほか、道路清掃、除草等の実施により、一般交通に支障を及ぼすことのないよう、市道を維持管理する。 ・施設管理委託 ・道路維持修繕工事 ・計画的舗装修繕工事 1路線(松留東横山線) ・外側線の計画的修繕 1.00km×2			※予算額には債務負担行為及び補正分を含む
18	除雪費	建設G	道路課	3,180,167
	冬期間における市道の円滑な交通を確保するため、適切な除排雪作業を行い、車両や歩行者の通行が可能な状態を確保する。 【柿崎区の主な業務】 ・貸与除雪車維持管理費(貸与車両14台) ・市道除排雪委託(車道除雪延長126.25km) ・気象観測委託(3箇所)			※予算額は市全体分
19	消融雪施設管理費	建設G	道路課	128,635
	消雪パイプや流雪溝など消融雪施設の適切な維持管理を行い、車両や歩行者の通行が可能な状態を確保する。 【柿崎区の主な業務】 ・消雪パイプ維持管理費(延長1.63km)			※予算額は市全体分
20	公共下水道整備事業	建設G	下水道建設課	266,170
	生活環境の改善、公共用水域の水質保全を図るため、下水道整備を行う。 ・上下浜地区 他 汚水管渠工事 φ100~200mm L=1,541m			
21	柿崎公共下水道維持管理	建設G	下水道建設課	96,188
	柿崎区の公共下水道施設の管理を適切に行う。 ・柿崎浄化センター運転管理 ・下水道管渠維持管理			

	事業	担当G	木田庁舎課名	予算額(千円)
22	上越市住宅リフォーム促進事業	建設G	建築住宅課	120,000
	地域経済の活性化と住環境の改善を図るため、リフォーム工事費用の一部を補助する。			※予算額は市全体分
23	柿崎区公園管理費	建設G	都市整備課	964
	利用者が安全で快適に利用できるよう、都市公園の維持管理を行う。 ・あけぼの公園 ・住吉公園			
24	公立保育園運営費	市民生活・福祉G	保育課	15,522
	保護者が安心して子どもを預けられるよう、保育サービスの充実及び保育環境の整備等を行う。 ○通園バス運行業務 ・運行業務委託 ・通園バス維持管理 ○主な修繕及び備品購入 ・柿崎第一保育園：園児トイレ便座入替修繕、調理室換気扇取換、未満児室洗濯機取替 ・柿崎第二保育園：園舎下屋支柱修繕、外壁修繕、跳び木撤去 ・上下浜保育園：トイレ改修工事 ・下黒川保育園：トイレ改修工事			
25	地域支え合い事業（介護保険特別会計）	市民生活・福祉G	高齢者支援課	4,729
	高齢者が気軽に集い交流できる「通いの場(すこやかサロン)」等を開催し、閉じこもりや心身の機能低下を抑制しながら介護予防につなげる。また、「出前サロン」など地域の実情に合わせた取り組みにより参加機会を広げ、介護予防や認知症への理解を深める。			
26	かきざき福祉センター管理運営費	市民生活・福祉G	福祉課	4,517
	市民の健康増進と福祉の向上を図るための「地域福祉の拠点」として、地域支え合い事業や地域福祉団体等の活動の場として、安全に安心して利用いただけるように適切な管理運営を行う。			
27	頸北斎場管理運営費	市民生活・福祉G	健康づくり推進課	30,336
	頸北斎場の適正な維持管理に努め、安定的な運営を行うための保守点検及び施設設備の修繕を行う。 ○主な修繕工事 ・小型炉耐火物(セラミック貼替)他修繕 ・1号炉耐火台車上部交換修繕			
28	海岸一斉清掃（全市クリーン活動）	市民生活・福祉G	生活環境課	2,221
	柿崎区の海岸の環境美化・保全を図るため海岸一斉清掃を実施する。町内会等ボランティアが収集したごみ等は、重機を使い収集運搬し、処理施設において処分する。 ・実施日：7月初旬			
29	資源物常時回収ステーション整備事業	市民生活・福祉G	生活環境課	304
	家庭からの段ボール排出量の急増に対応するため、コンテナを1基増設する。			

	事業	担当G	木田庁舎課名	予算額(千円)
30	小・中学校関連事業（修繕・改修工事）	教育・文化G	教育総務課	140,020
	<p>児童・生徒の安全・安心を確保するとともに、快適な教育環境の整備を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柿崎小学校：管理棟3階会議室雨漏り改修工事 普通教室窓サッシ戸車交換工事 ・上下浜小学校：校舎暖房設備改修工事 3階音楽室前雨漏り改修工事 職員トイレ・体育館トイレ洋式化改修工事 プール関係修繕（ポンプ、プールサイド床シート補修等） ・下黒川小学校：職員トイレ洋式化修繕 ・柿崎中学校：職員室既存空調設備更新工事 校舎改修工事（暖房設備等） 			
31	柿崎区スクールバス運行事業	教育・文化G	学校教育課	24,906
	遠距離通学する児童生徒の通学手段及び安全を確保するとともに、児童生徒が参加する校外学習や課外活動、各種大会への有効利用を図り、柿崎区の教育環境の充実を推進する。			
32	柿崎区公民館管理運営費	教育・文化G	社会教育課	28,226
	<p>参加者同士が学び合い、お互いに高め合う機会と場を提供しながら、人づくりを推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区公民館：1階空調更新工事 ・公民館川西分館：外壁及び軒天モルタル破損修繕 			
33	七ヶ地区コミュニティセンター管理運営費	教育・文化G	社会教育課	627
	集会、学習、レクリエーション活動などの多目的な活動の場を提供し、地域住民の生活文化の向上に寄与するため、施設の管理運営を行う。			
34	体育施設関連事業（修繕・改修工事等）	教育・文化G	スポーツ推進課	291,351
	<p>柿崎総合体育館（かきざきドーム）・人工芝グラウンド等、柿崎屋内プール、柿崎体育館、第一庭球コート の維持管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柿崎屋内水泳プール：大規模改修工事 ・柿崎総合体育館：2階正面屋根修繕工事 空気調和機冷温水2方弁交換修繕工事 クライミングウォール改修工事 ・第一庭球コート：庭球コート人工芝白線張替工事 ナイター照明電撃殺虫器修繕 			

[上越市地域活動支援事業 令和4年度実施分 募集要項]

柿崎区版

私たちの地域をもっとよくなる 「まちづくり活動」の提案を募集します!!

- ★ 市では身近な地域自治を推進するため、地域活動支援事業を実施しています。
- ★ 地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動に対して支援を行います。
- ★ 地域活動支援事業は、補助金の使い道を市民の皆さんに考えていただき、活動することを通して、市民の皆さんが自治や地域づくりを考えていただく機会でもあります。
- ★ 私たちの地域を、もっと住みよく、もっと元気にするために、この事業を活用し、まちづくり活動に取り組んでみませんか。
- ★ 令和4年度に実施する事業提案を以下のとおり募集します。奮ってご応募ください。
- ★ なお、本事業は、令和4年市議会3月定例会での新年度予算の成立を前提としたものであり、内容について変更となる場合があります。
- ★ 不明な点がありましたら、柿崎区総合事務所総務・地域振興グループへご連絡ください。

■募集期間



景家くん

令和4年4月1日(金)から 4月20日(水)まで(必着)



花ちゃん

■実施方法

～事業の内容～

- ・ 団体等が主体的に取り組む活動に対し、市が補助金を交付します。

～事業を提案できる方～

- ・ 5人以上で構成し、市内で活動する法人または団体
(政治や宗教活動を目的とする法人等及び営利法人を除く)

「身近な地域での課題の解決や活力の向上」のために行う事業であれば、種類や分野は問わず対象となります。

※ ただし、次のような事業は対象外です。

- ・ 物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
- ・ 政治活動、宗教活動を目的とする事業、公序良俗に反する事業
- ・ 国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ・ 市に大規模な施設の設置や開発を求めために行う事業（事業計画の策定や推進のための会議など）
- ・ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

■支援内容

- ・ 事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助します。

《ポイント！》

- ・ 事業に要する経費のうち、次に掲げる経費は補助の対象外となります。
 - ①応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送代等）
 - ②提案団体の運営（人件費、事務所の家賃等）に要する経費
 - ③提案団体の構成員が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代、菓子代は対象とします）
 - ④会議に参加した人のお茶代、菓子代、弁当代
 - ⑤金券（商品券、サービス券等）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものにとらえられるため、対象外とします）
 - ⑥その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費
- ・ 令和4年度末（3月31日）までに事業を完了（経費の支払いを含む）して、柿崎区総合事務所総務・地域振興グループに実績報告書を提出してください。

■補助金額

- ・ 予算（配分額）の範囲内で、補助金を交付します。

柿崎区の予算（配分額） 710万円

- ・ 補助金は、補助対象経費に次の率を乗じて得た額（1,000円未満を切り捨て）とし、100万円を限度とします。
ただし、地域協議会が必要と認めるときは、補助金を減額する場合があります。

(1) これまでの補助採択の回数が1のもの	10分の9
(2) これまでの補助採択の回数が2以上のもの	10分の8
(3) (1)、(2)以外のもの	10分の10

※採択の結果、地域活動支援事業の配分額に残余が生じても、追加募集は行いません。

■応募方法

- ・ 所定の事業提案書に必要事項を記入し、説明資料（団体の規約、見積書、図面など）と合わせ、柿崎区総合事務所総務・地域振興グループにご提出ください。

《ポイント！》

- ・ 補助金の交付決定前でも、事業提案書の提出日以降に着手する事業は対象とします。ただし、審査の結果、事業が不採択となった場合や希望どおりの補助金額にならない場合があります。あらかじめご了承ください。
- ・ 市有地・市の施設を利用する事業を提案するときは、必ず事前に柿崎区総合事務所総務・地域振興グループへご相談ください。
- ・ 自己所有以外の土地等を利用する事業を提案するときは、土地所有者等と必ず事前の相談を行ってください。採択後は、所有者の承諾書を提出していただきます。
- ・ 事業提案書、補助金交付申請書等の様式及びQ&Aは、柿崎区総合事務所総務・地域振興グループの窓口で配布します。また、市のホームページから様式の電子データをダウンロードすることもできます。

■提案事業の審査

- ・ 柿崎区地域協議会が審査を行います。
- ・ 審査方法は、書類審査のほか、プレゼンテーション（審査に先立ち行われる応募者による事業説明）を行います。新規事業の提案団体は、必須です。継続事業の提案団体は、地域協議会から要請があった場合、または団体から希望があった場合とします。
- ・ 審査は次の視点を踏まえて行います。

1 柿崎区の採択方針

「採択方針」とは、柿崎区が抱える地域課題等に応じてどのようなテーマの提案事業を実現すべきか、その方針を地域協議会の意見を踏まえて設定するものです。

（優先して採択する事業）

柿崎区の地域資源を生かし活力ある魅力的なまちづくりを推進するため、団体等の自主的、主体的な取り組みのうち、次に掲げるものを優先的に採択する。

- (1) 地域の歴史、文化や伝統の保存、活用に資するもの
- (2) 子どもたちの健全育成に資するもの
- (3) スポーツや体力づくりをとおして住民の健康増進に資するもの
- (4) 特産品の開発等により地域産業の活性化に資するもの
- (5) 観光資源の活用により知名度向上や交流人口の増加に資するもの
- (6) まちづくりを担う人材育成に資するもの
- (7) 地域の環境美化に資するもの
- (8) 姉妹都市を含む他の地域との交流・連携を推進するもの
- (9) 安全・安心な地域づくりに資するもの

（事業の採択等）

- (1) 事業は、優先して採択する事業のうち共通審査基準の評点の高いものから順に採択する。なお、地域活動支援事業の配分額に残余が生じたときは、その他の事業について同様に採択することができる。
- (2) 共通審査基準の評点が、柿崎区地域協議会が別に定める基準に満たない事業は、採択しない。
- (3) 共通審査基準の加点は、行わない。

2 基本審査・共通審査

基本審査は、提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するものです。また、共通審査は、次の審査項目と視点により審査を行うものです。

《共通審査の項目と視点》

審査項目	審査の視点
①公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。 ・ 補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか。 ・ 全市的な方向性と合致しているか。 ・ 提案者以外の市民や団体等に不利益を与えるものではないか。
②必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。 ・ 地域の実情や住民要望に対応したものか。 ・ 緊急性の高い提案事業であるか。 ・ ほかに方法で代替できないものであるか。 ・ 補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか。

審査項目	審査の視点
③実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。 ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。 ・資金調達の規模や時期に無理はないか。
④参加性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 ・事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか。 ・提案団体に、信頼性や将来性はあるか。

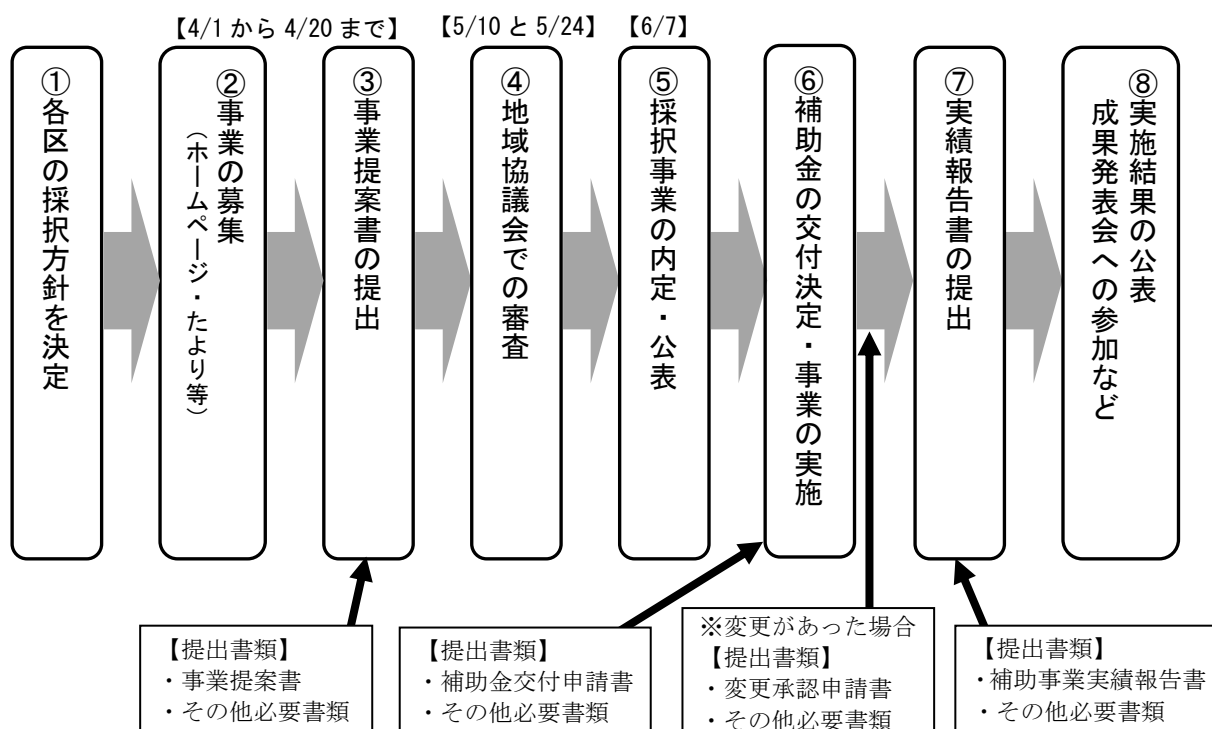
《ポイント！》

- ・地域協議会の審査では「基本審査」「柿崎区の採択方針」及び「共通審査」のそれぞれの結果を踏まえ、総合的に判断が行われます。審査に当たっての基本的な考え方は、柿崎区総合事務所総務・地域振興グループへお問い合わせください。

■事業の紹介・公表

- ・提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介します。
- ・実施した事業について、事例集の作成や成果発表会を予定しています。応募する場合は、あらかじめご了承ください。

■事業実施の流れ



申請の際は、「地域活動支援事業に関するQ & A」を必ずお読みください。



〒949-3292 上越市柿崎区柿崎 6405 番地
 柿崎区総合事務所 総務・地域振興グループ 電話 025-536-6701

柿崎空き家活かそうプロジェクト 会議記録

日時	令和4年2月24日(木) 18:00~19:30	出席者	箕輪委員長、吉井会長、片桐(宏)委員、 片桐(充)委員、小出委員、中村委員、 箕輪委員
場所	柿崎コミュニティプラザ 3階 市民活動室		
記録者	吉井会長	欠席者	—

標 題 第14回 柿崎空き家活かそうプロジェクト

○本日のテーマ

「地域の活性化を目的とした空き家利活用推進の具体案の検討」

■協議結果

- ①町内会長へのアンケート内容と依頼文の検討
 - ・依頼文(案)は概ね良い。
 - ・アンケート → 内容、発送方式等を次回まで検討する。
 - ・空き家所有者への送付方法については、秘密保持の観点で注意が必要ではないか → 小出委員、吉井会長、事務局
- ②空き家活用支援策チラシの内容の検討
 - ・空き家所有者目線にそった内容へ再編集する → 片桐(充)
- ③中間報告
 - ・箕輪委員長と事務局が協議して中間報告書を作成、各委員が次回までに内容を検討する。
 - ・中間報告書の扱いは、柿崎区地域協議会委員全員に周知する。

○主な意見

- ①町内会長へのアンケート内容と依頼文
 - ・依頼文については小出委員作成(案)で概ねOK
 - ・アンケート内容と発送については再度検討が必要
⇒空き家所有者にチラシを送る際、発送をどこですか。
空き家所有者を把握しているのは各町内会長であるが、町内会長に宛名書きや切手貼り、発送まで依頼できないのではないか。
発送を行政に依頼できるか。所有者の住所・氏名を公にできないのでは。
- ②空き家活用支援策チラシの内容の検討
 - ・「空き家バンクへの登録」を最優先にする。
 - ・「空き家活用のための家財道具等処分費補助金制度」は活用例がないので削除する。
 - ・「相続登記はお済ですか」は不要ではないか。
⇒次回までに空き家活用へのフローチャート案を作成する → 片桐(充)

○その他

- ・第2回プロジェクト会議(令和2年11月)の際に上越市建築住宅課から来てもらって市の対応を聞いたが、プロジェクト会議で検討した結果を基に再度話し合いを持ちたい。
- ・先方にあたってもらいたい → 事務局

○次回の委員会開催予定

- ・開催日時: 3月24日(木) 午後6時~
- ・会場: コミュニティプラザ 4階 A会議室
- ・議題: 地域の活性化を目的とした空き家利活用推進の具体案の検討
中間報告内容の検討

上越地区における産業廃棄物広域最終処分場候補地の絞り込みについて

1 経緯

- 新潟県では、公共関与による産業廃棄物広域最終処分場を上越・中越・下越地区において整備する方針としており、上越地区においては、令和元年6月に候補地検討委員会を設置して検討を進め、令和3年3月に5箇所の候補地を選定しました。
- 令和3年4月以降、候補地の地域の皆様や関係団体等を対象とした説明会やエコパークいずもざきの見学会を開催するなど丁寧な説明に努めてまいりました。

2 候補地の絞り込み、今後の取組

- 説明会では、処分場の必要性や地域振興への理解、期待の声をいただく一方で、施設安全性、交通影響、農業への影響等のご懸念もいただいたところ です。
- こうしたご意見を踏まえ、住民生活への影響を最小化する観点から比較評価を行い、この結果、相対的に優位と認められた上越市柿崎区内の2箇所に候補地を絞り込みました。

候補地 : 上越市柿崎区下中山地内、同竹鼻地内

- 今後、関係町内会のご協力をいただきながら、安心・安全で環境に配慮した施設整備のあり方や地域振興策の検討を行い、最終的な建設予定地の決定や合意形成に向け取り組んでまいります。
- ※ 上越市柿崎区内に資源循環推進課上越分室を設置予定

【参考】候補地位置図（上越市柿崎区下中山地内、同竹鼻地内）

